

Vol.
312
2024年
7月

ひろしま

公立学校共済組合広島支部
一般財団法人 広島県教育職員互助組合
〒730-8514 広島市中区基町9番42号
広島県教育委員会事務局 管理部健康福利課内



Contents. 目次

<共済組合>

- 被扶養者の資格確認「検認」を実施します・・・・・・・・・・・・・2
- 資格喪失後は、必ず組合員証等を返却してください・・・・・・・・・・・・・3
- 産休・育休取得に係る手続きについて・・・・・・・・・・・・・4
- 育児休業手当金の給付延長について知ろう・・・・・・・・・・・・・5
- 活用しましょう！ジェネリック医薬品・・・・・・・・・・・・・6
- 障害厚生年金について・・・・・・・・・・・・・7
- 福祉保険制度 加入募集について・・・・・・・・・・・・・8
- RIZAP コラム～ボディメイクにもつながる！二日酔い対策～・・・・・・・・・9

<互助組合>

- 県互助組合への加入手続きについて・・・・・・・・・・・・・10
- 御案内！退職後の互助制度・・・・・・・・・・・・・11
- 低金利！互助組合の貸付制度・・・・・・・・・・・・・12
- 令和6年度の予算等が理事会及び評議員会で承認されました・・・・・・・・・・・・・13
- 赤ちゃんが誕生されたら、御自宅に育児情報誌をお届けします！・・・・・・・・・13

共済組合ホームページ
<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/>



互助組合ホームページ
<http://www.gojo.or.jp/>



年5回ホームページに掲載 7月・9月・11月・1月・3月

特集号 4月冊子発行 ホームページにも掲載

被扶養者の資格確認「検認」を実施します

被扶養者の認定が継続できるか判定するため、被扶養者の資格確認「検認」を実施します。

令和6年4月1日現在で15歳以上の被扶養者が検認対象となります。

対象となる方には7月中旬に被扶養者現況申告書を所属所宛てに送付しますので、次の表により必要な書類を確認し、期限内に提出できるよう準備をお願いします。

○は必ず提出してください。△は該当する場合に提出してください。

被扶養者の状況			収入の種類等	被扶養者の収入確認書類				共同扶養者の収入確認	同居の確認	送金確認
扶養手当支給の有無	収入の有無	同居・別居の区分		申告時点で発行される最新の所得証明書	給与支給明細書[R5.6~R6.5支給分]及び雇用条件確認書類	年金額振込通知書等最新の年金額が分かる書類	令和5年分確定申告書の控え	所得証明書・確定申告書の控え・年金振込通知書等扶養義務者全員の収入額全てを確認できる書類(注1)	住民票の写し(注2)	送金確認書類[R5.6~R6.5](学生の場合は、R6.4.1以後発行の在学証明書で代替可)
有				確認書類不要						
無	無	同居		○				△	△	
		別居		○				△		○
	有	同居	給与	○	○			△	△	
			年金	○		○		△	△	
			事業収入				○	△	△	
			その他	○				△	△	
	別居	給与	○	○			△		○	
		年金	○		○		△		○	
事業収入					○	△		○		
その他		○				△		○		

(注1) 被扶養者が子の場合は、夫婦双方の収入額が確認できる書類を提出してください。ただし、配偶者が被扶養者の場合や、夫婦とも公立学校共済組合員の場合は不要です。

(注2) 被扶養者が配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の場合、同居を確認できる住民票の写し(証明日が令和6年6月1日以後のもの)を提出してください。

- 収入状況及び扶養状況によっては、上記以外の書類が必要になることもあります。父母又は祖父母のどちらか一方が被扶養者で、その被扶養者に扶養義務者となる配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額が確認できる書類も提出してください。
- 被扶養者の収入には、所得税法上非課税扱いとなるものを含まず。

<被扶養者の収入としてその額を確認するものの例>

- 通勤手当(会計年度任用職員の通勤費等)
- 雇用保険の基本手当(いわゆる失業給付)
- 遺族年金
- 障害年金
- 企業年金や個人で加入している生命保険会社等の個人年金

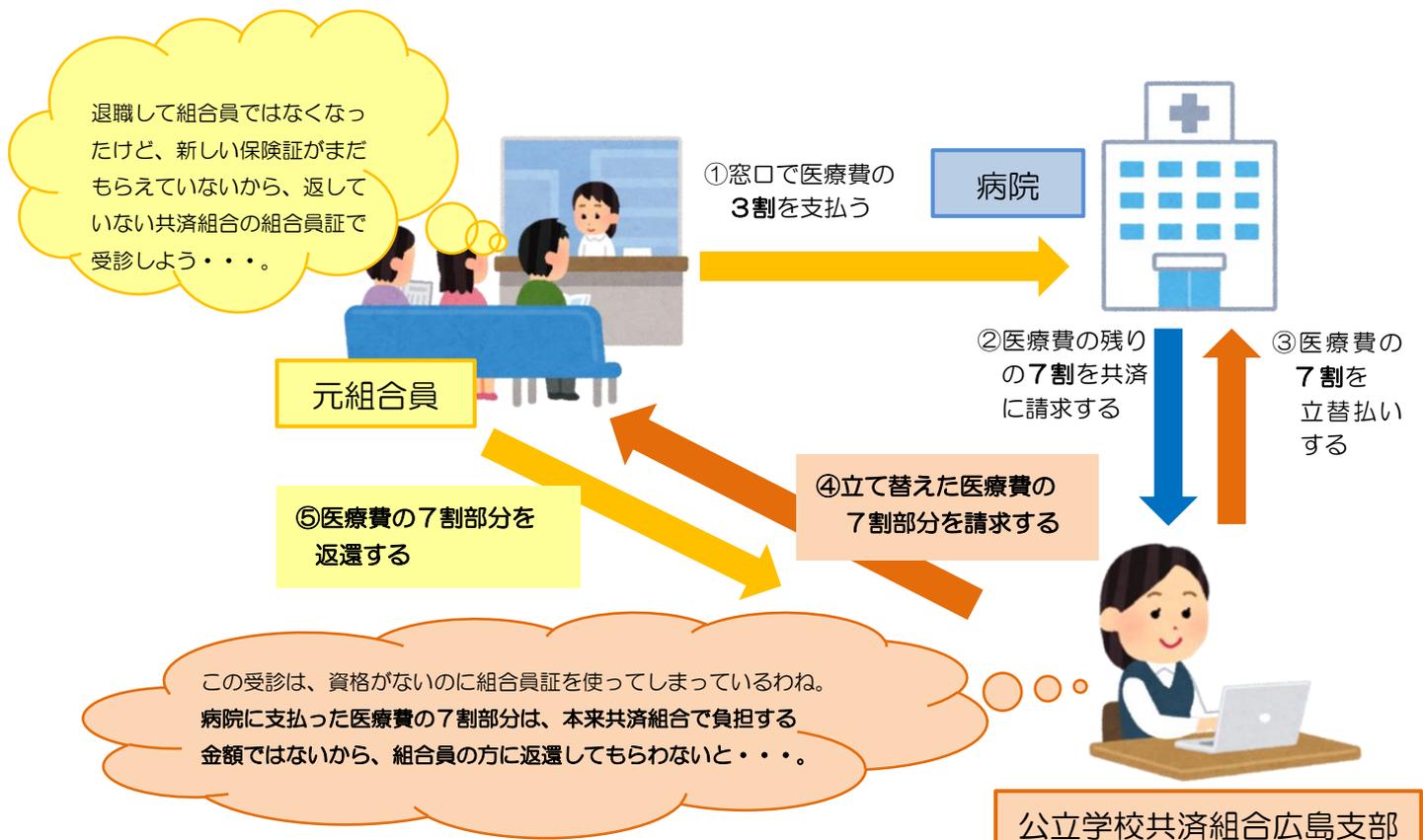
- 検認に係る通知一式及び収入判定票等は、7月中旬にホームページに掲載しますので、活用してください。公立学校共済組合広島支部 <https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/> (組合員専用ページ及び事務担当者専用ページに掲載します。)
- 例年過去に遡って取消となり、多額の医療費等を当支部へ返還する事例が発生しています。日頃から被扶養者の収入状況を確認し、要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに関係書類を提出してください。

資格喪失後は、必ず組合員証等を返却してください

組合員資格、組合員の被扶養者資格を喪失後は、共済組合の組合員証・被扶養者証等は使用できません。資格喪失の手续と併せて、組合員証等は速やかに所属所を通じて共済組合に返却してください。

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費（7割・8割部分）等を組合員の方から返済していただくことになりますので、御注意ください。

資格がないのに共済組合の組合員証を使用して受診した場合



被扶養者等が、資格がなくなっているのに気付かず、共済組合の保険証を使用して受診した場合も、同様の流れになります。

共済組合が立て替えた医療費（7割・8割部分）等について、元組合員等は、当支部に返還後、資格喪失日以降に加入した医療保険者に請求することができますが、**資格喪失日が過去に遡るほど、共済組合から請求される金額が高額になってしまいます。**

(例) 被扶養者のパート収入が、令和5年1月の時点で年間130万円を超えていたが、組合員が被扶養者の毎月の収入を把握していなかったため、令和6年7月の検認で初めて発覚した。そのため、被扶養者資格を令和5年1月に遡って取り消した。

該当の被扶養者が令和5年4月に入院・手術をしていたため、共済組合からの返還請求が数百万円にも及んだ。

組合員自身が退職した後、速やかに所属所に組合員証等を返却することはもちろんですが、**被扶養者資格が過去に遡って取消をされないことがないよう、被扶養者の収入状況等、要件を備えているかを毎月確認してください。**

産休・育休取得に係る手続について

経理貸付係
(082) 513-4955

短期給付係
(082) 513-4957

共済組合では、産前産後休業・育児休業期間中は、組合員からの申出・請求に応じて、掛金（保険料）を全額免除するほか、出産費や育児休業手当金（注1）の給付を行うこととなっています。

産休・育休に係る手続を次のフロー図にまとめましたので、参考にしてください。

（注1）育児休業手当金は、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員については、共済組合からの支給は行えないため、公共職業安定所（ハローワーク）等で手続をしてください。

産休・育休を取得した際の手続フロー図



（注2）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬の改定を希望する場合に提出

（注3）育児休業終了時に子が3歳未満かつ標準報酬が下がる場合に提出

（注4）月中途の復帰で、復帰月に育児休業手当金と給与が共に支給される場合のみ提出

育児休業手当金の給付延長について知ろう

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、1歳6か月に達する日まで（最長2歳まで）延長して受給することができます。

育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が1歳（再延長の場合は1歳6か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、次の理由に該当するために職務復帰ができなかった場合に**、育児休業手当金の延長の申請ができます。

1歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。

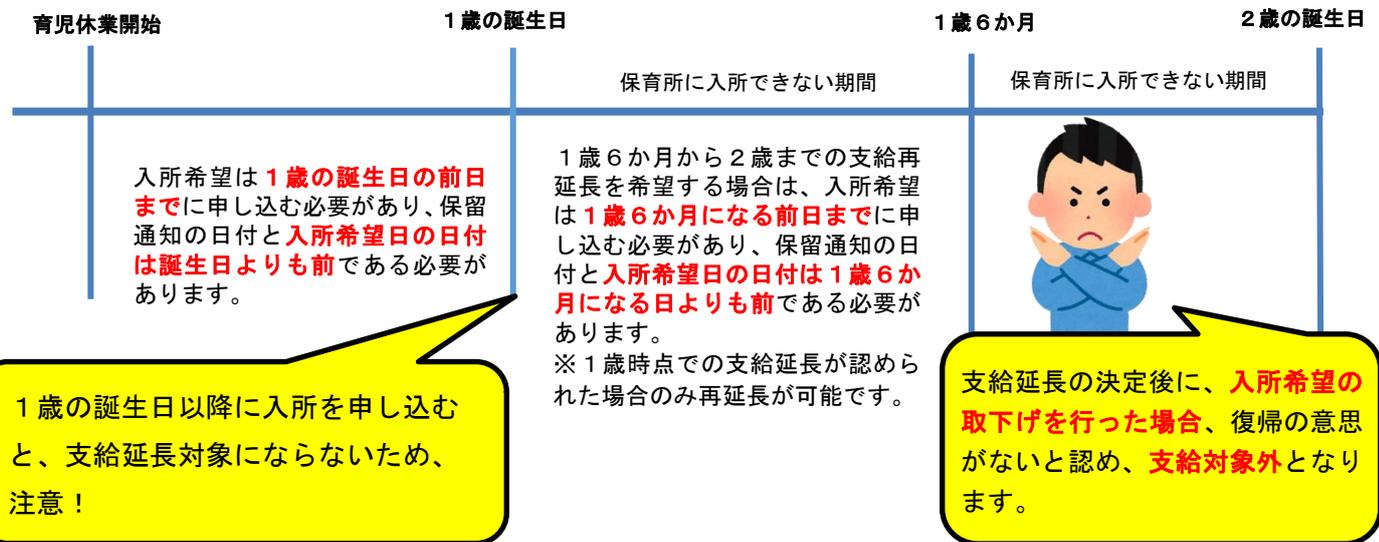


- ・育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- ・配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までに申込みを行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。



●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、**1歳の誕生日を過ぎた日付**にしているとき。

保育所の**入所が決定**したとき。
（復職可能となるため、支給対象外）

保育所の**入所を辞退**したり、**入所希望の取下げ**をしたりしたとき。
（復職の意思がないと判断）

保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなきとき。



復職したいけどできないことが要件なんだね！

活用しましょう！ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は、特許が切れた薬（先発医薬品）と同じ主成分で作られた、低価格な薬です。ジェネリック医薬品を希望する場合、病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。

ジェネリック医薬品の特徴は

- 1 同じ主成分、同じ効き目で安い薬です**
国が厳正な審査を行い、新薬（先発医薬品）と効果が同じと認められた薬です。
- 2 医療費にも家計にもやさしい薬です**
特許切れの新薬を元に作られ、開発コストが少ない分、低価格です。
- 3 安全性の保障された薬です**
ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。



障害厚生年金について

障害厚生年金は、一般組合員期間中に初診日がある病気やケガ等によって、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害の状態になった場合に請求することが可能です。

在職中でも請求が可能です。該当すると思われる場合は、広島支部長期給付係にご連絡ください。

受給要件（次の 1 から 3 の要件を満たす必要があります。）

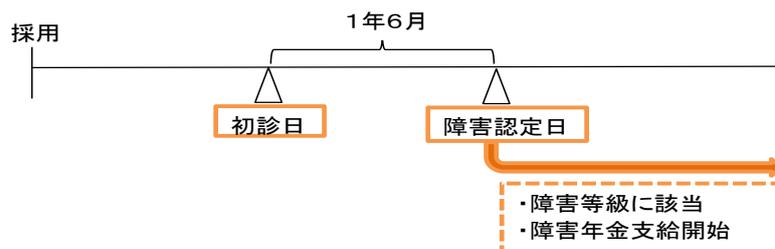
1 一般組合員期間中に初診日があること

短期組合員期間中に初診日がある場合は、日本年金機構に請求してください。

2 障害認定日において障害等級 1 級～3 級に該当すること

3 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること

- * 初診日・・・障害の原因となった病気やケガ等により、初めて医師の診断を受けた日をいいます。
- * 障害認定日・・・原則、初診日から 1 年 6 月を経過した日をいいます。ただし、特例症例の場合で、下表の右の日が初診日から 1 年 6 月を経過した日より早いときは、その日が障害認定日となります。
- * 障害等級・・・共済組合が認定する等級です。（障害者手帳の認定基準とは異なります。）なお、1 級または 2 級の場合には、国民年金制度から「障害基礎年金」が併せて支給されます。

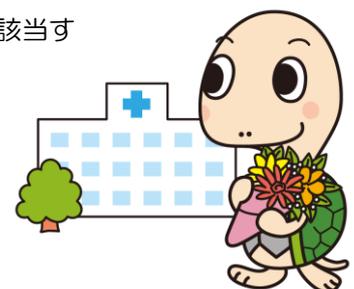
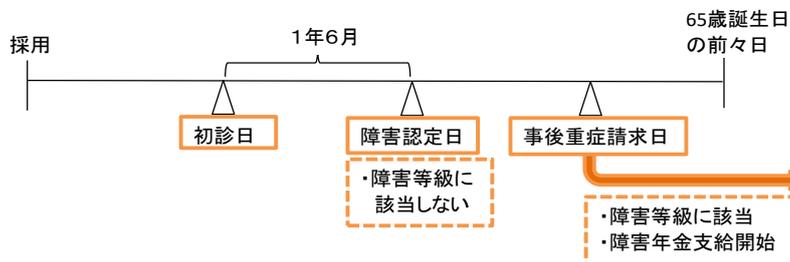


【主な特例症例】

症例の現象	障害認定日となる可能性のある日
① 上肢・下肢の切断・離断	切断・離断した日
② 人工骨頭、人工関節挿入、置換	挿入・置換の日
③ 脳血管疾患による機能障害	初診日から 6 月経過以後（医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない認められる場合に限る。）
④ 心臓ペースメーカー、人工弁の装着 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	装着した日 移植又は装着日
⑤ 人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
⑥ 人口肛門を造設、尿路変更術を施行 人口膀胱を造設	造設、施行した日から 6 か月を経過した日 造設した日
⑦ 喉頭の全摘出	全摘手術をした日
⑧ 在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日

事後重症制度

障害認定日において障害等級に該当しない場合でも、その後に傷病の症状が進行し、65 歳に達する前日（65 歳の誕生日の前々日）までに障害等級 1 級から 3 級に該当する障害状態になった場合は、障害厚生年金を請求することができます。



福祉保険制度 加入募集について

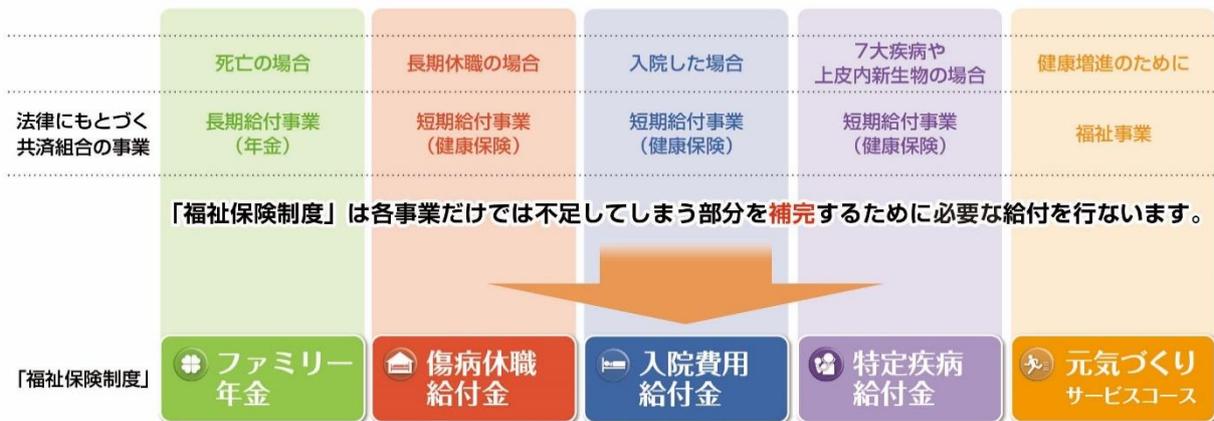
『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。組合員の皆さまのニーズを考え設計された独自の制度となっており、令和5年11月現在、約100,000名の組合員（退職者を含む）及びそのご家族の方にご加入いただいています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。



② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 共済組合の各事業を補完しつつ福祉の一層の増進を図るため、独自の保障を行ないます。
- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
(令和4年度配当率約49.78%)

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

毎年、11月1日～翌年10月31日までの1年ごとの保険期間となっており、1年に一度の加入募集期間に保障内容を見直すことができます。生活・健康などの状況により、その時に必要と感じる保障内容の見直しを図ったり、家族構成の変化により家族の保障を拡充したり、毎年見直す機会があります。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所（学校等）を通じて手続書を配付します。
締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

(制度全般に関するお問い合わせ)

公立学校共済組合
福祉保険制度担当



0120-778-599 (通年)
受付 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

県互助組合への加入手続について

公立学校共済組合の資格を新たに取得された方は、互助組合に加入できます！（一部市町費等の職員を除く。）

- 1 提出書類 **任用に応じた「㊦加入申込書」**（引き続いて勤務される場合でも、共済組合員証番号が変更となったときは、提出が必要です。）
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から **20 日以内（互助組合必着）**



郵便事情等に注意して、提出期限内に到着するように、早めの提出を！

◎ 引き続き勤務されるときでも次のような場合は加入の手続きが必要となります！

パターン別事例	加入手続時の注意事項
<p>異動に伴い共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (県費職員) → (市町費職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異動先が県互助組合に加入できる場合に限りです。 ・互助組合に加入を希望する方は、新規取得された共済組合員証番号で、新たに、㊦加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合必着) に提出してください。 ・共済組合員資格を取得し互助組合に加入を希望する方は、新たに、㊦加入申込書を共済組合員資格取得日から 20 日以内(互助組合必着) に提出してください。 ・任用期間に定めのある組合員は、貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。 <p>※ 県費負担の会計年度任用職員は、任用毎に必ず新たな共済組合員証番号になるので、共済組合員資格継続の手続きを行った場合でも、互助組合へ加入の手続きが必要です(同じ番号での任用更新を除く。)</p>
<p>任期満了後、違う任用形態で採用され、共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (任期付職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
<p>共済組合員証番号は同じだが退職（共済組合員証を返納）した後、日を空けて任用されたときや、日を空けないで任用されたが、共済組合員証番号が変わったとき</p> <p>例. (臨時的任用職員) → (臨時的任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 (1度資格喪失) → 旧組合員証番号と同じ番号 (で新規取得)</p> <p>例. (県費負担の会計年度任用職員) → (県費負担の会計年度任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	
<p>定年退職後、再任用職員になったとき</p> <p>例. (県費職員) → (再任用職員)</p> <p>旧組合員証番号 → 新組合員証番号</p>	

(注1) ㊦加入申込書は、互助組合ホームページ (<http://www.gojo.or.jp/>) からダウンロードしてください。

(注2) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。

御案内！退職後の互助制度

互助組合では、退職後に加入していただける「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費負担の軽減や人間ドック助成など、退職後の生活をサポートする事業を実施しております。

ぜひ、この機会にお知りおきください。

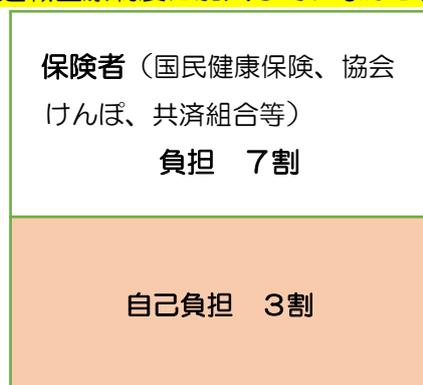
退職医療制度の主な事業

1 療養補助金（70歳まで）

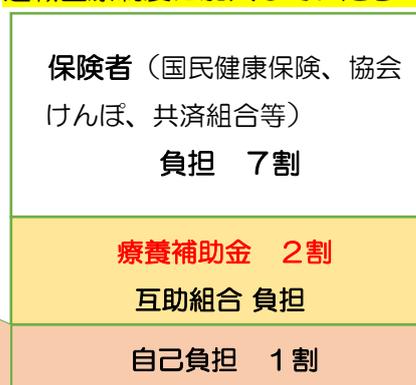
病院や薬局等を受診したとき、医療費総額の2割を給付します！（健康保険適用分に限りませう。）

※自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。

退職医療制度に加入していなかったら…



退職医療制度に加入していたら…



互助組合が2割負担するから、組合員が負担するのは1割で済むんだね！

年齢が上がると通院回数も増える可能性が高いから、助かるね！



2 1日人間ドック助成（終身）

互助組合を通して人間ドックを申し込んでいただくと、毎年度1回12,000円を助成します！

広島県内18機関（令和6年度実施分）から選んでいただけます。

3 入院助成金（終身）

組合員が引続いて7日以上、保険医療機関で入院したとき、日額1,000円（1年度毎に最高60日分）を助成します！

その他、長寿年齢に達したときの祝金「慶祝金」、お亡くなりになったときの「死亡弔慰金」等を実施しています！

※慶祝金は、令和7年度から、70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳のいずれの年齢も一律1万円の給付に変更します。

加入のポイント

- 1 加入条件は、退職する日まで、互助組合の現職組合員であったこと！
退職時に45歳以上であれば加入できます。
- 2 退会給付金の対象者は、退会給付金を加入時の基準掛金に充当できます！（年齢に応じた基準掛金が必要です。）
- 3 退職して**30日以内（互助組合必着）**に「**㊦**退職医療組合員申出書」を提出してください。

低金利！互助組合の貸付制度

互助組合の貸付は、低金利で手続きも簡単！
しかも、申込締切日からおよそ20日後に振込みします。
資金が必要になったら、互助組合の貸付制度を御利用ください。

他社と比べてみてください。

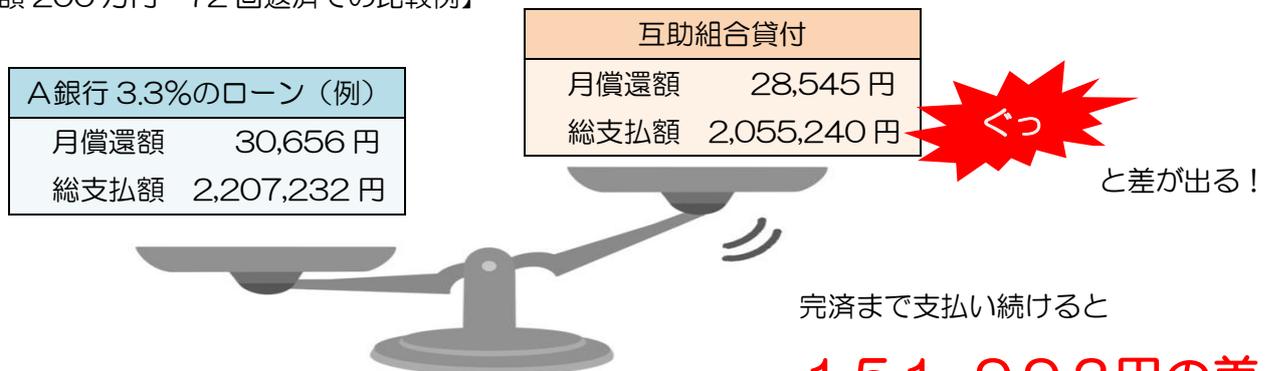
A銀行		互助組合
7年ローン	3.3%~ 13.3%	0.9%

つまり

年利

0.9%

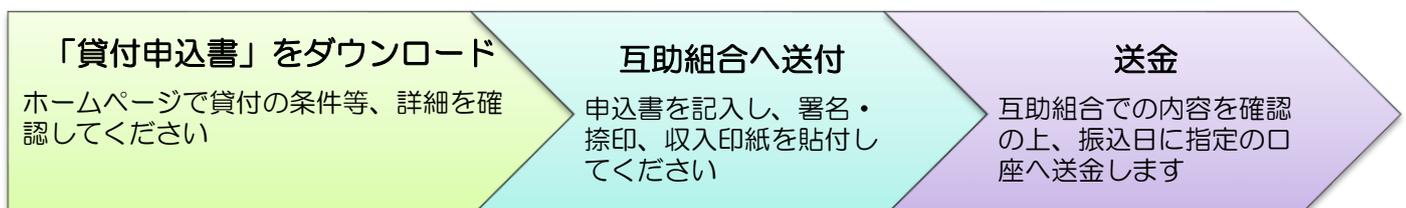
【借入額200万円・72回返済での比較例】



互助組合貸付の5つのメリット

- 1 なんととっても低金利！**
民間の金融機関よりも金利が低いので、利息分の負担がぐっと軽くなります。
- 2 手続き簡単！**
一般資金の貸付は、申込書等3枚のみの提出でOK。添付書類、使い道の記入は、必要ありません。
- 3 振込みまでが早い！**
申込締切日からおよそ20日後に希望する口座に振り込みます。
- 4 返済は、給与控除で便利！**
貸付月の翌月から給与から控除しますので、通帳残高の心配もありません。
- 5 育児休業中も安心！（育休猶予）**
育児休業で給料が支給されない間、月々の返済を無利息で停止することができます。

借入までの流れ



詳しくは、互助組合のホームページで御確認ください (<http://www.gojo.or.jp>)。

令和6年度の予算等が理事会及び評議員会で承認されました

令和6年3月に開催しました理事会及び評議員会で、令和6年度事業計画及び予算等の各議案について、原案どおり承認されました。令和6年度の事業及び予算については、令和5年度末退職者数が大きく減少することを加味した予算額となっています。

なお、併せて承認された退職医療制度の見直しについては、令和6年度中に、加入促進リーフレットの作成、配付を予定しており、加入者の増加を図りたいと考えています。

赤ちゃんが誕生したら、御自宅に**育児情報誌**をお届けします！

組合員又は組合員の配偶者が出産したときに、御希望の方に、次の育児情報誌を御自宅にお送りしています。

- ・月刊『赤ちゃんと！』（1年間12冊）
- ・「お医者さんにかかるまで」（初回1冊）

組合員の方からも大変御好評いただいていますので、赤ちゃんと御家族の生活にぜひ御活用ください！

【対象者】出産した組合員本人又は配偶者（扶養認定されていない配偶者も対象になります。）

（※ 夫婦で組合員の場合は、どちらか一方の組合員で提出してください。）

【申請方法】「**育児サポート事業申請書**」を、**出産後6ヶ月以内**に提出してください。

（※ 申請書は、互助組合ホームページからダウンロードしてください。）



赤ちゃんと! In the World

読みやすいサイズの中に、必要なことだけがギュッとつまった御家族にとっても役立つ育児情報満載です！！

病気の症状別に家庭でできる処置等や、いざというときにあてない、受診の要不要がわかるポイントが掲載されています！

